

長建協発第457号
平成22年2月10日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三



定期健康診断における胸部エックス線検査等の
対象者の見直しに関する改正の周知について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第9号）及び労働安全衛生規則第四十四条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（平成22年1月25日厚生労働省告示第25号）等により、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目の省略基準等を改正し、平成22年4月1日より施行されることとなりました。

つきましては、別添のとおり全建を通じ厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より周知依頼がまいっておりますのでお知らせいたします。

なお、改正の内容等につきましては、別添リーフレット（別添3）をご参照願います。（別添リーフレットは、下記の同省ホームページにも掲載される予定となっております。）

☆厚生労働省 安全衛生関係リーフレット等一覧

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/index.html>